

4月から 子どもの

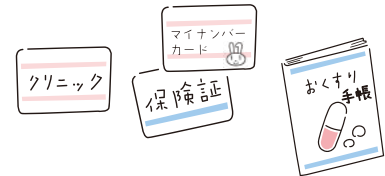


医療費助成制度を拡大します

市では子育て世帯への支援の一環として、
4月から子どもの医療費助成制度の対象と内容を拡大します。

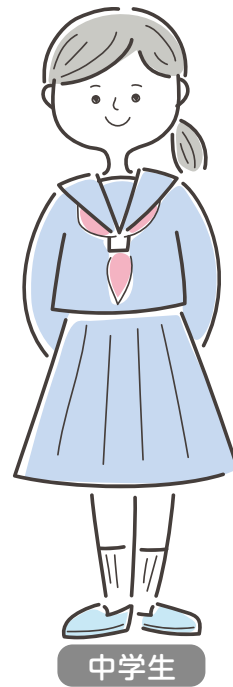
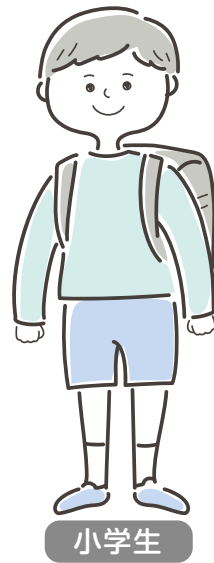
18歳までの子どもの医療費が無料に

保険診療分に限ります。入院時の食事療養標準負担額や差額ベッド代、健康診断、予防接種などは助成対象外です。



制度改正内容

- 1 対象年齢を18歳の年度末まで拡大**
(高校生等医療証(マル青医療証)の開始)
●所得制限なし
●通院時200円の負担なし
- 2 中学生の保護者の所得制限を撤廃**
- 3 住民税課税世帯の小・中学生が負担していた通院時200円負担を撤廃**



医療証の交付には申請が必要な場合あり

平成17年4月2日以降に生まれた方で、現在医療証をお持ちでない方が交付を受けるには申請が必要です。

申請が必要な方には、令和4年12月下旬に申請書を郵送しています。まだ申請していない方は、お早めに申請をお願いします。

制度の対象者や申請に必要な書類などの詳細は、市HPをご確認ください。

※6月30日(金)(必着)までに申請した場合は、令和5年4月1日に遡って資格を認定



市HP

マル子医療証の差し替えを

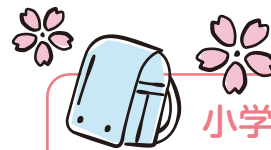


通院負担有(200円)と記載されている医療証は、有効期間が令和5年9月30日までとなっても、4月1日(出)以降は使用できません。

医療機関での混乱を避けるため、4月1日(出)以降に、家庭で処分または子ども家庭課に返却してください。

以下の方に、4月1日から使える医療証を3月下旬に発送

- ①義務教育就学児医療証(マル子医療証)をお持ちの住民税課税世帯の小学1年生から中学2年生
- ②義務教育就学児医療証(マル子医療証)をお持ちの中学3年生
- ③現在、医療証をお持ちでない中学生・高校1・2年生相当年齢の方のうち、交付申請をした方
※2月28日以降に申請した場合(不足書類の提出を含む)は、医療証の発送が4月1日(出)以降になる可能性あり



小学校入学からマル子医療証に

乳幼児医療証(マル乳医療証)をお持ちの小学校に入学する児童を対象に、4月1日(出)から使える義務教育就学児医療証(マル子医療証)を3月下旬に発送します。お持ちのマル乳医療証は、3月31日(金)まで使えます。4月1日(出)以降に家庭で処分してください。

※手続き不要



問子ども家庭課 ☎481-7093